

博士学位請求論文審査報告書

申請者： 竹井 英文

論文題目： 織豊政権の全国統一過程と東国社会

1、本論文の主題と構成

本論文は、日本の戦国・織豊朝(16世紀)における、新たな全国統一政権成立の政治過程及びその社会的背景について、東国(関東地方)をフィールドとして検討したものである。

当該テーマに関しては、藤木久志氏が1980年代に「惣無事令」=豊臣平和令(領土紛争を、実力ではなく豊臣政権の裁定によって解決する法令)論を提起して以来、豊臣政権による全国制覇の過程を、単なる領土拡大=征服戦争としてではなく、新たな政治秩序(「豊臣の平和」)の形成過程としてもとらえる見方が有力となっている。一方藤木説に対しては、藤田達生氏から「惣無事令」は「宣伝スローガン」に過ぎず、実態は軍事制圧だったという批判が提出されている。そうした中で本論文は、両者ともに戦国期以来の新たな政治秩序形成に向けた社会動向との関係をとらえておらず、「惣無事」の原則は全国統一の基調だったのか建前に過ぎなかったのか、「天下統一」の本質は「平和実現」か「軍事制圧」かというレベルで対立しているに過ぎないと批判し、戦国・織豊期の東国政治史の具体的検討を通じて、豊臣政権による「上からの」動きだけでなく、地域社会内部の動向も踏まえ、新たな政治秩序が形成される過程を、総合的に解明することを目指したものである。

構成は以下の通りである。

序章： 織豊政権の全国統一過程に関する研究史整理と課題

第一章： 戦国・織豊期東国の政治情勢と「惣無事」

第二章： 「関東奥両国惣無事」政策の歴史的特質

第三章： 戦国・織豊期東国の国分と地域社会

第四章： 戦国・織豊期信濃国の政治情勢と「信州郡割」

第五章： 「房相一和」と戦国・織豊期東国社会

第六章： 戦国・織豊期の上野国の政治情勢と「沼田問題」

第七章： 出羽国「庄内問題」再考

終章： 本論文のまとめと今後の課題

2、本論文の内容

序章では、研究史の流れを整理したうえで、1で述べた内容の課題設定を行っている。

第一章では、天正10・11年(1582・3)の関東政治史を検討し、以下のように述べている。甲斐武田氏を滅ぼし東国に進出した織田政権は、「東国御仕置」を実施して小田原北条

氏と対立勢力との抗争を解決し、新たな秩序をつくりだした。本能寺の変以後、北条氏が滝川一益を破ることでこの秩序は解体し、北条・徳川・上杉氏間で「天正壬午の乱」が展開された。しかし、和睦の成立により「信長御在世之時」のような「惣無事」の実現が図られるようになった。さらに、こうした政治史理解を踏まえて、従来豊臣秀吉(以下、羽柴名字の時期も含めて、豊臣秀吉とする)が天正14年(1586)に発した「惣無事令」と考えられていた文書が、天正11年に徳川家康に対し織田政権がつくりだした秩序の回復を求めたものであることを明らかにし、これを東国固有の「関東惣無事」政策と命名している。

第二章では、第一章での検討結果を踏まえ、「惣無事令」とされてきた他の史料に関して年代比定等の再検討を加えている。その結果に基づき、天正12年(1584)の小牧長久手の戦い以降の「関東惣無事」政策は、秀吉と家康との政治的関係の推移とともに展開し、奥羽を含めた東国の諸領主もその動向に注目しており、最終的に家康が上洛し豊臣政権に編入されたことにより、「関東惣無事」をめぐる情勢に決着がつき、また、豊臣政権の「関東惣無事」政策は、「関東奥両国惣無事」政策へと発展したことを指摘している。

第三章以下では、以上の検討結果を踏まえて、各地域での政治過程を検討し、それが「惣無事」政策といかに関連し、いかなる秩序が形成されるに至ったのかを検討している。

第三章では、北条・徳川両国の「境目」地域となった信濃佐久郡の動向を検討し、以下のように論じている。家康は北条氏との「国分」(領土分割)協定を前提に「関東惣無事」を実現しようとしたが、現地の国衆間で「郡中取合」と呼ばれる地域紛争が継続しており、それは大名レベルとは異なる次元の、地域独自の「合力」関係によって支えられていた。それにより独自の秩序が形成され、それと北条・徳川同盟の強化という大名レベルでの方向性が絡んで、実際の「国分」が完成した。このように「関東惣無事政策」は、地域で自律的に形成された秩序を前提に展開されたものであった。

第四章では、従来「惣無事令的権力編成」が行われたとされてきた、信濃国における秩序形成を検討し、以下のように論じている。本能寺の変後に起きた「天正壬午の乱」では、信濃国をめぐる北条・徳川・上杉氏が争ったが、北条・徳川「国分」協定の締結や豊臣＝上杉同盟の成立により、信濃国は豊臣・徳川・上杉氏の三者の動向に左右される状況となった。これをうけて、天正11年8月に三者間で「信州郡割」と呼ばれる「国分」が行われようとしていた。しかし、天正12年の小牧長久手の戦いの勃発により頓挫し、徳川方と上杉方との小競り合いが続いた。その後、家康が豊臣氏に臣従することにより、去就が定まらなかった木曾・小笠原氏が徳川氏家臣となることが決定され、懸案の「信州郡割」が完成した。このように信濃国における秩序形成は、「惣無事令的権力編成」が直線的に進められたのではなく、秀吉の上杉・徳川氏との政治的関係の変遷の中で行われたのである。

第五章では、これまでほとんど検討されてこなかった「房相一和」(「相模」の北条氏と「安房」の里見氏との間の同盟)について、東国全体の政治情勢との関係から検討し、以下のように論じている。北条氏と里見氏は長く対立関係にあったが、天正5年(1577)に里見氏が降伏する形で同盟が締結されて以降、それまで見られた「半手」(両属関係)が解消し、

同盟崩壊の危機も度々訪れたものの、天正18年(1590)の小田原合戦まで継続し、地域的「平和」が達成されていた。信長の「惣無事」は、こうした秩序を組み込むことで実現し、秀吉が目指した「惣無事」も当初はそれを前提としたものだった。しかし、豊臣政権が確立していく中で、結果的には直接的軍事進出が行われ、地域的「平和」を破壊することにより、秀吉の「惣無事」は達成されたのである。

第六章では、「惣無事令」適用の最も著名な典型例とされてきた上野国「沼田問題」(沼田領の帰属をめぐる北条氏と真田氏の紛争)について、北条・真田氏の対立という構図だけでなく、上方情勢も含めた東国全体の政治情勢との関係から再検討し、以下のように論じている。武田氏滅亡直後から上杉氏の影響が強かった沼田地域は、「天正壬午の乱」を経て真田氏領となるが、北条・徳川「国分」協定により北条氏領と決定されると、真田氏は上杉氏や反北条氏連合と結びついて抵抗し、天正13年(1585)末には豊臣氏とも直接結びつき、秀吉の対北条・徳川戦略の拠点の一つとなった。その後、家康が秀吉に臣従すると北条氏も豊臣政権に編成されるに至り、「沼田問題」は豊臣大名間の領土紛争となった。最終的には北条氏討伐に至ったものの、こうした「沼田問題」の特殊性が、豊臣政権による丁寧な「裁定」という形をとらせたのである。

第七章では、「沼田問題」と同じく「惣無事令」適用の典型例とされてきた出羽国「庄内問題」(庄内地域の帰属をめぐる最上氏と上杉・本庄氏の紛争)について、その発生から解決に至る過程を検討し、以下のように論じている。豊臣政権は、最上氏からの訴えを契機として問題に介入するが、当初は最上氏を軸にして出羽国の秩序形成を行おうとしていた。それが上杉・本庄氏の実力行使により覆ると、上杉氏家臣の大宝寺氏領と決定された。しかし、最終的には紛争の核となっていた大宝寺(本庄)氏を改易して、上杉領に一元化することにより「平和」秩序を形成した。このように、「庄内問題」は政治状況の変化に応じて解決が図られており、「惣無事令」が適用されたとはできない。

終章では、本論文の内容をあらためて総括している。

「惣無事令」とされてきた史料の検討を通じ、法令としての「惣無事令」の存在が否定され、それが織田政権の東国支配の維持・継続を目的として打ち出された、対東国固有の「政策」を示すものであることを明らかにした。このような「惣無事」政策登場の背景に、織田政権の東国進出に伴い、後に「惣無事」と呼ばれる新たに形成された秩序が存在したこと、それは東国戦国社会で独自に形成されていた秩序を前提とし、それを組み込みつつ成立したことも明らかにした。したがって、豊臣政権の東国政策は、論理的にも政策的にも内容が異なっており、それを踏まえて全国統一過程の全体像を再検討する必要がある。

また、こうした点を踏まえて、信濃・上野・出羽など各地域の政治過程や秩序形成のあり方を具体的に検討し、それらを「惣無事」政策全体の中に位置付ける作業を行った。個別の事実関係は各章で述べたとおりだが、特に重要なのは、徳川家康の上洛・豊臣秀吉への臣従により、「関東惣無事」から「関東奥両国惣無事」政策へと変化すること、実際の政策は織田信長在世時の政治的枠組みと各地域固有の政治社会情勢に規定されて、個別的に展開され

たこと、以上の二点である。ここからすれば、織田政権を豊臣政権を断絶的にとらえるのではなく、豊臣政権による全国統一過程の重要な前提を築いた政権として、積極的に評価する必要があることも指摘した。

3、本論文の評価

本論文は第一に、織豊政権による全国統一過程に関する研究史を丹念にサーベイし、その到達点を的確に把握した上で、研究課題を設定している点が評価される。特に、現在の通説的位置を占めている藤木久志氏の「惣無事令」論と、それに対して提出されている様々な批判の検討から、「惣無事」の「令書」とされてきた史料自体の再吟味と、全国統一の進展と前提となる地域社会での新たな社会秩序形成の動向との統一的把握という、二つの重要課題を導き出したことは極めて適切であり、当該テーマの研究水準を一段高める課題設定となっている。

第二に、「惣無事」の「令書」とされてきた史料の再吟味で、そこで使われている「惣無事」という言葉が、織田政権の東国進出によって作りだされた新たな秩序を意味し、しかも、それが既に東国戦国社会で独自に形成されていた秩序を前提としていたことを明らかにし、豊臣政権もそれに基づいた「惣無事」政策を展開したと主張している点が評価される。これにより、豊臣政権が全く新たに「惣無事令」を發布し、その原則に基づいて全国的「平和」秩序が作りだされていったとする通説的理解は、根本的再検討を迫られることとなった。

第三に、第二で述べた視点に基づき、豊臣政権の東国(一部奥羽も含む)統一が、前提となる「信長の惣無事」や各地域の政治状況とどのように関わって進展していったのかを検討し、それが「上から」一方的に進められたのではなく、徳川・北条・上杉・最上氏といった大名レベルや、さらにはより在地性の高い国衆レベルにおける政治的関係の変遷と深く関わっていたことを明らかにした点が評価される。これにより、戦国・織豊期の東国政治史が、よりリアルかつ豊かに描かれる前提が築かれたといえる。

これらの業績は、序章と終章を除き発表済みであり、その大半は『歴史学研究』『日本史研究』『歴史評論』など日本を代表する専門誌に査読付き論文として掲載され、いずれも既に学界から高い評価を受けていることを付記しておく。

もちろん、問題点がないわけではない。織豊政権の全国統一過程の多様で複雑な実態が明らかにされたことにより、それらをどのように統一的に把握し全体像を描くのかという課題が、新たに生まれたことになる。地域社会の独自の動きは、時として豊臣政権の「関東惣無事」政策や大名間の「国分」協定と相反することがある。全国統一の達成を見据えて、両者の関係をどう論理整合的に理解するのが問題となろう。この問題は織田・豊臣政権の全国政権としての発展の段階とも深く関わっており、東国だけでなく西国も含めた織豊期政治史の全体像を構築していく中で解決される必要がある。しかしこの問題点は、今回の成果を土台・出発点として、今後さらに発展させていくべき研究課題であり、筆者の実績・能力からすれば、その達成には大きな期待がもたれるといえよう。

4、結論

以上述べてきたように、本論文は若干の問題点は指摘されるものの、全体としてみれば、研究水準の引き上げに貢献する積極的問題提起を行った意欲作と評価できる。2011年2月14日に行われた口述試験において、筆者が上記の問題点を十分に認識し、今後の重要課題として取り組む用意のあることが確認できた。なお口述試験では、「初出一覧」の掲載位置などの技術的問題が指摘され、リライトの上最終論文を提出することとなり、2月22日に提出された。

審査員一同は、口述試験の結果、および最終論文の内容に対する総合的評価に基づき、竹井英文氏に一橋大学博士(経済学)の学位を授与することが適当と判断する。

2011年2月22日

審査員(50音順)

池 享(委員長)

江夏由樹

大月康弘

高柳友彦

渡辺尚志